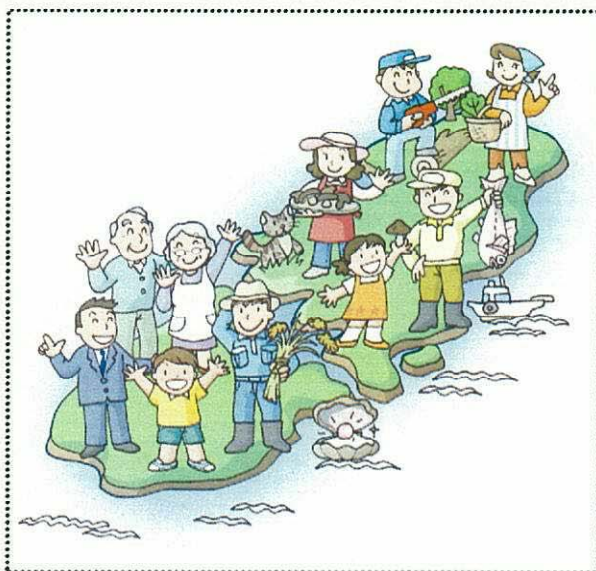


第6回 (仮称) 対馬市市民基本条例検討委員会 【資料1】

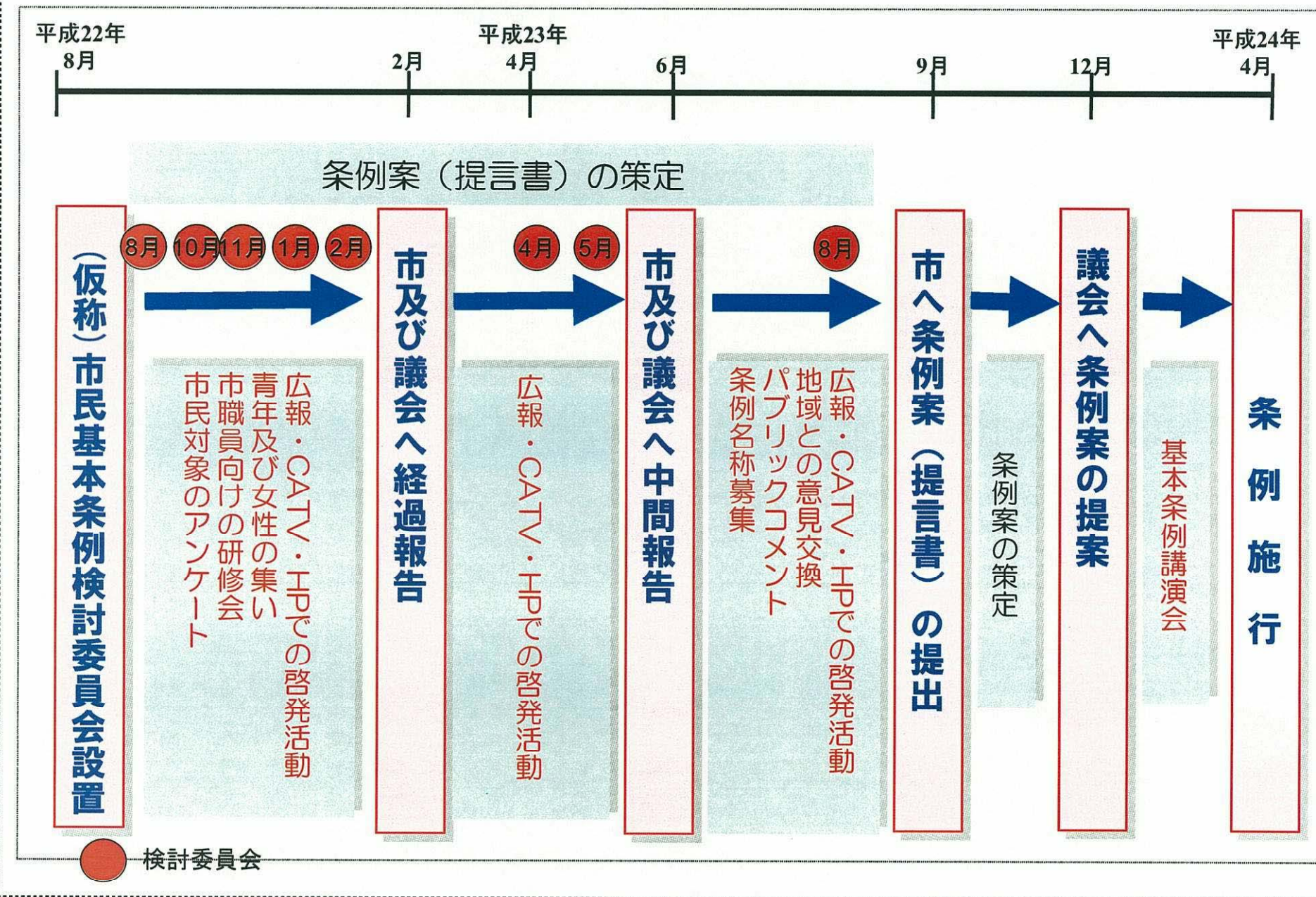


●平成23年度(仮称)対馬市市民基本条例検討委員会実施スケジュールについて

●(仮称)対馬市市民基本条例(たたき台)

平成23年4月21日(木)

平成23年度（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会の実施スケジュール



(仮称) 対馬市市民基本条例 (たたき台)

目次

前文

第1章 総 則 (第1条―第3条)

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則 (第4条―第5条)

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割 (第6条―第12条)

第4章 市政運営 (第13条―第19条)

第5章 情報共有、参画及び協働 (第20条―第26条)

第6章 住民投票 (第27条)

第7章 国際交流の推進 (第28条)

第8章 自然環境との共生によるまちづくり (第29条)

第9章 条例の検証及び見直し (第30条―第31条)

附則

前 文

私たちの島、対馬は、古の時から大陸との人、モノ、文化の交流の窓口となり、時代の局面の架け橋として、海峡に位置する独特な地理的環境をもって歴史をつなぐ重要な役割を果たしてきました。また、島という環境が希少価値ある多様な動植物の命を育み、絆で支え合う人々の生活、豊かな自然の恵みからなる産業、個性と特色ある文化を生み出してきました。

島内外との多様なつながりの中で生きてきた対馬の先人たちは、大陸との交流や日々の暮らしの中から得た知見を今でも私たちに伝えていきます。雨森芳洲の「誠心交隣」や陶山訥庵の偉業は、時代を超えた今でもあせることなく私たちの中で語り継がれてきて

います。

そして、行政として別々であった6つの町は、平成の大合併を経て「対馬市」として一つとなりました。しかし、私たちは今、島に住む者として「ひとつ」になっているでしょうか。自然への畏敬の念やもてなしの心や思いやりの気持ちを抱いているでしょうか。地域の絆や人とのつながりを失ってはいないでしょうか。時代の変化が激しい昨今、人々の輪が崩れ、迷い、寂しい思いを抱く「無縁社会」は、決して他人事ではなく、私たちの生活の中にも忍び寄ってきています。

今こそ、島に生きる人々の絆を紡ぎ直し、明日を担う世代が誇りを持って「私の故郷は対馬」と胸を張れるようにしていくために、これまで以上に市民が市政に関わる、新たな仕組みづくりが必要です。

そこで、更に市民協働を推進し、地域主権を確立するためには、市民、議会及び行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これからの私たちが主体的にめざすまちづくりの方向性を示す最高規範として、ここに（仮称）対馬市市民基本条例を制定します。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この条例は、対馬市における個性豊かで活力に満ちた社会を構築していくために、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び行政の役割と責務並びに情報共有と市民参画と協働によるまちづくりの基本的事項を定めることにより、地域主権をめざした市民主体のまちづくりの実現を目的とする。

（最高規範性）

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本的事項に関して定めた、本市の最高規範

であり市民、議会及び行政は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

(定 義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1)市民 市内に住む人、働く人、学ぶ人、活動する人、事業を営む人をいう。
- (2)子ども 20歳未満の青少年、子どもをいう。
- (3)行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (4)まちづくり 市民が安心、安全に暮らし、心豊かに生活できる環境をつくるため、市民、議会及び行政が行う公共的な活動をいう。
- (5)市政 まちづくりのうち、議会又は行政が行う活動をいう。
- (6)参画 市民が市政及び地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。
- (7)協働 市民、議会及び行政が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。
- (8)行政評価 行政が実施している政策、施策や事務事業について、成果の目安等を用いて有効性、効率性、必要性を評価することであり、行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かすことによって政策の質的向上を図ることをいう。
- (9)個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報、その他の団体の情報に含まれる当該法人その他の団体役員に関する情報及び実施機関の職員に関する情報を除く。

(10)パブリックコメント 行政が市の基本的な政策等の策定に当たって、広く公に、意見、情報、改善案などを求める手続きをいう。

第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則

(まちづくりの基本理念)

第4条 まちづくりの基本理念は、市民、議会及び行政が一体となって行うものとする。

2 行政及び議会は、市民の信託に基づき、個人の尊厳及び自由が尊重され、かつ、公正で開かれたまちづくりを推進するものとする。

3 市民、議会及び行政は、地域の個性及び自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。

(まちづくりの基本原則)

第5条 市民、議会及び行政は、次の各号に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを行うものとする。

(1)情報共有の原則 まちづくりに関する情報をお互いに共有すること。

(2)市民参画の原則 市民参画の機会を保障し、市政運営を行うこと。

(3)協働の原則 協働によりまちづくりの課題の解決に当たること。

第3章 市民、議会及び行政等の責務と役割

(市民の権利)

第6条 市民は、市政に参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。

3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。

4 子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

(市民の責務と役割)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政・まちづくりへ積極的に参画し、自らまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

(子どもの育成)

第8条 市民、議会及び行政は、子どもを人として尊び、社会の一員として、重んずるとともに、将来の対馬市を担っていく子どもが安心安全で、健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

(地域コミュニティの育成)

第9条 市民、議会及び行政は、互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下「地域コミュニティ」という。）がまちづくりの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

2 議会及び行政は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。

3 行政は、地域コミュニティの活動を支援するため、必要な施策を講じるよう努めなければならない。

(議会の責務と役割)

第10条 議会は、法令で定めるところにより、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される市政の意志決定機関であり、市政運営の監視及びけん制に係る

機能を果たすものとする。

- 2 議会は、市民に開かれた議会運営を行い、市民の意見を市政に反映させるよう努めなければならない。

（市長の責務と役割）

- 第11条 市長は、市民の代表者として、市民の信託に応え、毎年市政の基本方針を明らかにし、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

（市職員の責務と役割）

- 第12条 市職員は、市民の信託に基づいていることを自覚し、市民全体の奉仕者として、公務を民主的かつ能率的に処理すべき責務を深く自覚し、法令、条例、規則等及び上司の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない
- 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努め、地域の課題に的確に対応しなければならない。

第4章 市政運営

（効率的な市政運営）

- 第13条 行政は、行政課題の早期解決並びに市民サービスの維持・向上を図るため、限られた財源と人材を有効に活用し、市民満足度の高い、効率的で効果的な市政運営に努めなければならない。

（組織体制）

- 第14条 行政は、適正かつ能率的で、効率的な市政運営に対応するよう、柔軟で流動的な組織体制を整備しなければならない。

(総合計画)

第15条 行政は、総合的かつ計画的な市政運営を図るために総合計画を策定するものとする。

2 総合計画の策定に当たっては、市民参画の機会並びに広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

(健全な財政運営)

第16条 行政は、財政計画等を策定し、計画的に財政の健全化を図り、財政状況について市民に公表しなければならない。

(行政評価)

第17条 行政は、市政運営において、市民に対する説明責任を果たすとともに市民本位の効率的で質の高い、行財政運営及び市民の視点に立った成果重視の行政への転換を一層推進するため、別に定めるところにより行政評価を実施しなければならない。

2 行政は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、施策、事業などに反映するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 議会及び行政は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資するため、別に条例で定めるところにより本市が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に努めなければならない。

(行政手続)

第19条 行政は、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通事項を明らかにし、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るものとする。

第5章 情報共有、参画及び協働

(情報の共有)

第20条 行政は、市政に関する情報を積極的に、分かりやすく、かつ、適時に市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 行政は、参画と協働による市政運営に資するため、市民と情報を共有するための仕組みの整備を図らなければならない。

(情報公開)

第21条 行政は、行政情報の公開を求める市民の権利を明らかにするとともに、市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加の促進を図るため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報は原則として公開しなければならない。

(パブリックコメント)

第22条 行政は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に必要な情報を市民へ公表し、意見を求めるとともに、これを考慮して意志決定を行わなければならない。

(審議会等の参加)

第23条 行政は、法令に基づき設置する附属機関及びこれに類する機関の委員を選任する場合は、その委員の一部には、市民からの公募により委員を選任するよう努めなければならない。

(市民参画)

第24条 市民は、自らが地域の自治の担い手であるとの認識のもと、互いに助け合い、主体的に地域のまちづくりに取り組むものとする。

2 議会及び行政は、市民が市政及びまちづくりに参画しやすい環境を整備しなければならない。

(協働)

第25条 市民、議会及び行政は、互いに対等の関係で目的と情報を共有し、相互理解と連携協力のもと、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 行政は、協働を推進するための仕組みを整備するとともに、協働の推進に当たっては、市民の自主的な活動を支援するものとする。

(男女共同参画)

第26条 市民、議会及び行政は、男女の平等を基本とし、共同でまちづくりを進めなければならない。

第6章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政に関し、特に重要な事業について、市民の意志を確認するため、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 第1項の住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。

第7章 国際交流の推進

(国際交流の推進)

第28条 市民、議会及び行政は、東アジアに輝く交流の島づくりを推進するため、まちづくりその他の各種分野において、韓国をはじめとする国際交流及び連携に努めるものとする。

第8章 自然環境との共生によるまちづくり

(自然環境との共生によるまちづくり)

第29条 市民、議会及び行政は、対馬の豊かな自然環境を対馬の将来を担う次世代に引き継いでいくため、自然環境と共生したまちづくりを推進していかなければならない。

第9章 条例の検証及び見直し

(条例の検証)

第30条 市長は、この条例の趣旨に照らして、各項目の状況を把握し、検証するため、別に条例を定めるところにより、対馬市市民基本条例推進審議会を置く。

(条例の見直し)

第31条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。